入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１１月６日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局

八代河川国道事務所長　星尾　日明

１　工事概要

（１）　工 事 名　　令和８・９年度南九州道ＣＣＴＶ設備外設置工事
（電子入札及び電子契約対象案件）

（２）　工事場所　　熊本県水俣市ひばりヶ丘地先～鹿児島県出水市下知識町地先

（３）　工事内容

ＣＣＴＶ設備　１式、光ケーブル敷設　１式

（４）　工　　期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。ただし、契約を締結するまでの間に、別途配布する工期通知書により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。また、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和１０年3月１５日まで

（５）　使用する主要な資機材

ＨＤ簡易型ＩＰカメラ装置　１３台、無停電電源装置　６台、光ケーブル　約１６ｋｍ

（６）　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））の工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

（７）　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

（８）　１．本工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第２号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。ただし、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
（３）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（４）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
（５）特例監理技術者が兼務できる工事は、熊本県内の工事でなければならない。
（６）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
（７）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．特例監理技術者の配置を行う場合は、前項の規定を満たすことを確認するため、別記様式３－１を提出すること。

（９）　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局八代河川国道事務所経理課に承諾願を提出して行うものとする。

（１０）　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。

（１１）　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。また、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

（１２）　総価契約単価合意方式の適用
① 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
② 本方式の実施方式としては、
　イ 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
　ロ 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
③ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
④ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

（１３）　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18.5.16国九整契第51-2号他）に基づき、入札説明書別紙１「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

（１４）　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。
　モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。

（１５）　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。
ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。

（１６）　本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）の途中交代を認める試行工事である。

（１７）　本工事は、契約後、現地状況や労働者・資機材の厳しい確保状況等を踏まえ、受発注者間の協議により、見積を活用した積算により直接工事費及び間接工事費を設計変更の対象とできる試行工事である。

（１８）　本工事は、発注者が競争参加資格確認申請書を提出した者から、本工事の積算に必要な工事費の一部について見積書を求める工事である。

（１９）　快適トイレの設置
本工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（２０）　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

（２１）　本工事は、工期設定の根拠とした工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示工事」である。

（２２）　本工事は、当該工事において他の模範となるような働き方改革に関する取組みとして、若手（３５歳以下）や女性技術者の登用など､担い手の確保に向けた取組みが図られている場合に、工事成績で加点評価する工事である。

（２３）　本工事は、新技術活用の促進を図るため、施工者が原則1 技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。

本工事は、以下に示す新技術のうち原則１技術以上を選定したうえで活用を行うものとする。
① 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
②「公共工事等における新技術活用の促進について（平成26 年3 月28 日付け国官総第344 号、国官技第319 号）のテーマ設定型（技術公募）で作成された技術比較表に掲載されている技術
③「i-Construction を推進するための現場ニーズ・技術シーズのマッチングによる新技術の現場試行について」（平成30年5月24日付国官技第52号）及び「i-Construction を推進するための現場ニーズ・技術シーズのマッチング実施要領について」（令和3年9月30日付国官技第164号）に基づき現場試行し、現場試行結果の評価で従来技術と同等以上と確認できた技術

（２４）　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各工種区分、施工地域補正等を考慮した共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれの補正係数を乗じる試行対象工事である。
　ただし、補正係数については以下のとおりとする。
【共通仮設費率（率分）：１．１ 現場管理費率：１．１】

（２５）　本工事は、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」の実績を評価対象とする試行工事である。

（２６）　本工事は、建設現場の遠隔臨場を実施する工事である。詳細は、特記仕様書によることとする。

（２７）　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価する適用工事である。

（２８）　本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

２　競争参加資格

（１）　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）　九州地方整備局における通信設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

（３）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）　平成２３年度以降に完成した、元請けとして次に掲げるア）又はイ）のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

ア）ＣＣＴＶ設備の新設又は更新工事の施工実績を有すること。
イ）光ケーブルの新設又は更新工事の施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のいずれか１社が上記同種工事の実績を有していればよい。
また、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が６５点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。

（５）　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
また、建設業法第２６条第３項本文及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第２７条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

ただし、設備工事における現場施工期間は、機器の製作完成後の据付調整期間であり、現場施工期間以外は、工場製作期間として、当該技術者の兼任を認める。

①　建設業法第７条第２号イからハ又は第１５条第２号イからハに掲げる者であること。

②　平成２３年度以降に完成した、元請けの技術者として、工事現場の配置予定技術者（工場製作は除く）は、建設業法に基づく電気通信工事の経験を有する者であること。 工場製作と据付工事現場の配置予定技術者が異なる場合、工場製作の配置予定技術者は、建設業法に基づく電気通信工事の経験は不要とする。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）
また、経常建設共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が建設業法に基づく電気通信工事の経験を有していればよい。
ただし、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が６５点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。（工事成績評定通知書の再発行等については、５年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。）

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（電気通信工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。登録基幹技能者が主任技術者となる場合にあっては、登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
また、次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として配置していることが確認された場合は契約を解除する。
１）「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」
２）「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」
３）「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」
４）「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて(改正)」

（６）　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和５９年３月２９日付け建設省厚第９１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（７）　九州地方整備局（港湾空港部及び港湾空港事務所を除く（以下「対象部局」）という。）における通信設備工事のうち、直近４ヶ年度（令和４年度～令和７年度）に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定通知書の評定点の平均が６５点以上であること。

（８）　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

（９）　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
（イ）子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合
（ロ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
（イ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
(ｉ) 会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
(ii) 会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
(iii) 会社法第２条第15号に規定する社外取締役
(iv) 会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
４）組合の理事
５）その他業務を執行する者であって、１)から４)までに掲げる者に準ずる者
（ロ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
（ハ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（※）なお、①及び②については、入札書提出期限以降に基準に該当する事実が発生した場合に限り、基準該当者が提出した入札書は、無効とはならないものとする。

（１０）　九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

（１１）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（１２）　主要設備に関する体制等を有すること。

①　主要設備（ＣＣＴＶ設備）の製作に関する体制を有すること。

3　総合評価に関する事項等

（1）　評価項目と評価基準

入札説明書に示す各評価項目について、２～７段階で評価し加点する。

（2）　総合評価の方法

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点（１００点）を与え、さらに上記(1)について評価し、０～４２.５点の範囲で加算点を、０～３０点の範囲で施工体制評価点を加える。

評価項目は、入札説明書に示すとおりとする。

（算出式）　標準点＋加算点＋施工体制評価点＝１００点＋（０～４２.５点）＋（０～３０点）

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格

（3）　落札方式

①　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の（ア）及び（イ）の要件に該当する者のうち、上記（２）によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、②による。）を落札者とする。

（ア）入札価格が予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

（イ）評価値が標準点（１００点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじへと移行する。

くじは、電子入札システムの電子くじにて実施する。

（4）　技術資料の作成

技術資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

（5）　ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

4　入札手続等

（1）　担当部局

〒８６６－０８３１　熊本県八代市萩原町１丁目７０８－２
九州地方整備局　八代河川国道事務所　経理課　契約係
電話０９６５－３２－７１３１（直）　（内線２２７）

（2）　入札説明書の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより交付する。
交付期間は別表１、①に示す期日。
ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の２日前までに上記（１）の担当部局に連絡すること。

（3）　申請書及び資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：　別表１、②に示す期日。

② 提出場所：　上記（１）に同じ。

③ 提出方法：（ア）電子入札の場合
電子入札システムにより提出。ただし、容量が１０MBを超える場合は、提出場所へ持参、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出する。
（イ）紙入札方式による場合
提出場所へ持参、又は郵送等により提出する。
（ウ）申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。ただし、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。

（4）　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、分任支出負担行為担当官（以下、「当職」という。）の承諾を得た場合は、紙により九州地方整備局八代河川国道事務所経理課契約係に持参すること。郵送等又は電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

①　入札書の締切日時
（ア）電子入札対応の場合
別表１、③に示す期日。
（イ）紙入札方式による場合
上記（ア）に同じ。

②　開札の日時及び場所
開札は、別表１、④に示す日時に以下の場所にて行う。
〒８６６－０８３１　熊本県八代市萩原町１丁目７０８－２
九州地方整備局　八代河川国道事務所　経理課　入札室

（5）　電子入札により送信された入札書（紙入札による参加が認められている場合は、提出された入札書。）については、入札心得第６条各号に該当するものを除き、入札金額の誤記入又は積算ミス等により意図しない金額による入札を行った場合においても有効なものとして取り扱うこととなるので留意すること。
また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので留意すること。

5　その他

（1）　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行熊本支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　九州地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　九州地方整備局）をもって契約保証金の納付に代える事ができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

また、受注者は、余裕期間と実工事期間を合計した全体工期を保証期間に含むこと。

（3）　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）　落札者の決定方法

上記３に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、当職の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

（5）　配置予定技術者と建設業法第７条第２号又は第１５条第２号に定める営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）の重複確認

本工事が建設業法第２６条第３項に該当する場合、入札に参加し落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

（6）　配置予定技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

（7）　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。

（8）　契約書作成の要否　要。

（9）　関連情報を入手するための照会窓口　上記４（１）に同じ。

（１０）　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２（２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４（３）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月３１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、九州地方整備局総務部契約課（〒８１２－００１３　福岡県福岡市博多区博多駅東２－１０－７　福岡第二合同庁舎　電話０９２－４７６－３５０９）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

（１１）　詳細は入札説明書による。

別表１　本入札手続きに係る期間等

①	入札説明書の交付期間	交付期間は令和８年１１月６日から令和８年１２月１７日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時３０分から１７時００分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である１２時００分。）
②	申請書及び資料等の提出期間	令和８年１１月９日から令和８年１１月１８日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。（ただし、最終日は１２時００分まで。）
③	入札書の締切日時	令和８年１２月１７日　１２時００分
④	開札の日時	令和８年１２月２２日　１１時３０分